

2025年10月27日

各位

東京都渋谷区東一丁目 2 6 番 3 0 号会 社 名 株式会社モブキャストホールディングス代表者名代表取締役 C E 0 藪 考 樹 (コード番号: 3664 東証グロース)問合せ先取締役管理管掌眞田和昭 (Tel. 03-6820-4191)

第36回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使の 大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ

当社が2025年10月20日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第36回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の2025年10月27日における大量行使について、以下の通りお知らせいたします。また、本日をもって、発行した全ての新株予約権が行使されましたので、2025年10月における月間行使状況につきましても、併せてお知らせいたします。

記

I. 大量行使について

1	銘柄名	株式会社モブキャストホールディングス 第 36 回新株予約権	
1.	始 們名		
2.	2025年10月27日の交付株	4,000,000 株	
	式数	4,000,000 1/1	
	2025年10月27日に行使さ		
3.	れた新株予約権の数及び新	40,000 個	
	株予約権の発行総数に対す	(発行総数 200,000 個に対する割合:20.50 %)	
	る行使比率		
4.	2025年10月24日における	40,000 個(4,000,000 株)	
	未行使新株予約権数		
5.	現時点における未行使新		
	株予約権数	一個(一株)	

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 2025年10月27日の行使状況

行使日	交付株式数		行使価額(円)	行使された新 株予約権の個数
11使口	新株(株)	移転自己株式(株)	1万定间(门) 1	(個)
10月27日(月)	4, 000, 000	_	51	40,000

※対象月の前月末時点における発行済株式数:59,638,408株(うち自己株式数:101株)

Ⅱ. 月間行使状況について

1.	銘柄名	株式会社モブキャストホールディングス 第36回新株予約権
2.	対象月間の交付株式数	20, 000, 000 株
3.	対象月間中に行使された 新株予約権の数及び発行総 数に対する行使比率	200,000 個 (発行総数 200,000 個に対する割合:100.00 %)
4.	2025 年 10 月 21 日時点にお ける未行使新株予約権数	200,000 個
5.	対象月の月末時点におけ る未行使の新株予約権の個 数	一個

6. 対象月間における行使状況

谷林 口	交付株式数		////////////////////////////////////	行使された新
行使日	新株(株)	移転自己株式(株)	行使価額(円)	株予約権の個数 (個)
10月21日 (火)	4, 500, 000	_	45	45, 000
10月22日(水)	_		_	_
10月23日(木)	_	_	_	_
10月24日(金)	11, 500, 000	_	49	115, 000
10月27日(月)	4, 000, 000	_	51	40,000

[※]対象月の前月末時点における発行済株式数:59,638,408株(うち自己株式数:101株)

7. 行使制限に関する状況(東京証券取引所「有価証券上場規程第 434 条」、日本証券業協会「第三者割当増 資等の取扱いに関する規則」に基づく行使制限の遵守状況)

①すべての回号を合算した交付状況	②発行の払込日時点における上場 株式の株(株)	③行使制限に係る行使比率 (①/②)(%)
20, 000, 000	59, 638, 408	33. 54

〔行使制限を超過して行使が行われた経緯〕

今回の行使は、2025 年 10 月 24 日までに行使された 16,000,000 株を合算すると 20,000,000 株となり、発行日時点の発行済株式総数 (59,638,408 株) の 10%を超えておりますが、発行決議日 (2025 年 10 月 3 日) 時点の終値 45 円以上の行使価額 (51 円) となったことから、有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項に定める制限超過行使が可能になる条件のうち「(4) 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合」に該当したため、行使制限を超過して行使が行われました。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2025年10月3日公表の「第三者割当による第36回 新株予約権(行使価額修正条項付)、第37回新株予約権、第38回新株予約権及び第2回無担保普通社債(少 人数私募)の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上